

明 監 報 第 6 号

財政援助団体等（明石市生涯学習センター及びあかし男女共同参画センター
指定管理者）監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を明石市監査基準に
準拠して実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和8年3月26日

明石市監査委員	菜 虫 忠 司
同	藤 田 隆 大
同	林 丸 美
同	中 川 夏 望

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査の結果について

1 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
一般財団法人明石コミュニティ創造協会	明石市生涯学習センター、あかし男女共同参画センター	市民生活局市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課

2 監査の期間

令和7年11月25日から令和8年3月26日まで

3 監査の対象範囲

主として、令和6年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 施設の管理運営について
- (2) 現金等の管理について
- (3) 収入事務について
- (4) 支出事務について
- (5) 契約事務について
- (6) 物品の管理について
- (7) 事業報告について
- (8) 文書事務について

5 監査の方法

監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

6 指定管理者等の概要

- (1) 指定管理者 一般財団法人明石コミュニティ創造協会
- (2) 指定管理者が行う業務
 - ① センター施設運営に関すること
 - ② 市民の生涯にわたる学習活動（市民による公益活動を含む）の振興に寄与する事業に関すること
 - ③ 男女共同参画や女性の活躍の推進に寄与する事業に関すること
 - ④ センターの維持管理に関すること
 - ⑤ その他センターの管理運営に必要な業務
- (3) 令和6年度指定管理料 91,817,000円
- (4) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項*については、改善措置を講じられたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

財政援助団体等監査 (指定管理者監査)	施設の 管理運営	現金等 の管理	収入 事務	支出 事務	契約 事務	物品 の管理	事業 報告	文書 事務	計
件数			3	2	1				6